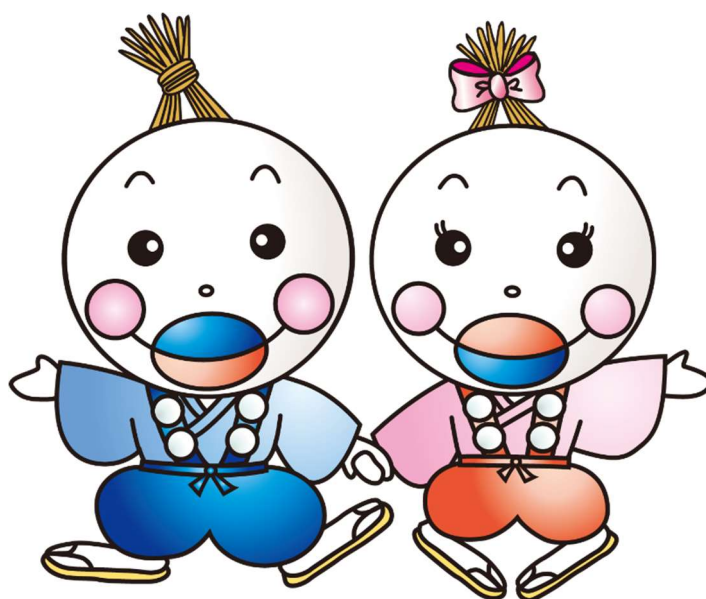


添田町社会福祉等複合施設
「健康子育て福祉ゾーン」
基本構想



令和8年4月
添田町

目 次

1 基本構想策定の目的	1
2 基本構想の位置づけ	
2-1 計画の体系	1
2-2 上位関連計画等の概要	1
3 複合施設の必要性	
3-1 公共機能の充実	3
3-2 総合的な福祉の拠点づくり	3
3-3 癒しの空間づくり	
3-4 安全・安心なまちづくり（防災機能の充実）	3
4 既存施設の現状	
4-1 保育園、子育て支援センター	3
4-2 児童発達支援事業所	3
4-3 ふれあいの館ジョイ	4
4-4 地域包括支援センター	4
4-5 保健センター（健診スペース）	4
5 計画地の概要	
5-1 計画地の立地特性	4
5-2 計画敷地の概況	4
6 利用者等のニーズ	
6-1 町民アンケート	5
6-2 ヒアリング結果	12
7 施設整備の基本的な考え方	
7-1 コンセプト	14
7-2 ゾーニングのイメージ	14
7-3 整備方針	14
8 施設の機能	
8-1 施設の機能設定の考え方	16
8-2 施設の機能	16
9 財源確保	17
10 事業手法	18
11 スケジュール	18
(資料1) 複合化する施設の現況	19
(資料2) 複合化する施設の概要	20
(資料3) 位置図	21

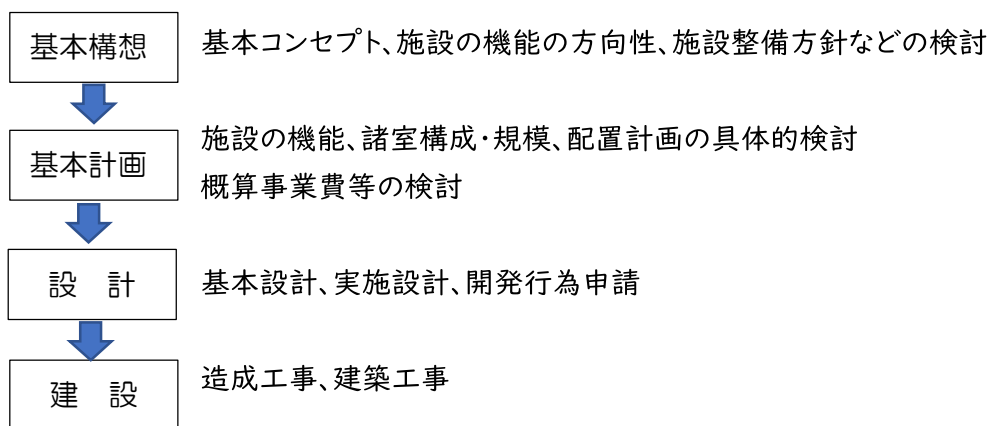
(資料4)	集積図①	22
(資料5)	集積図②	24
(資料6)	アンケート調査票	25
(資料7)	ゾーニング A (分散配置)	34
(資料8)	ゾーニング B (一体的配置)	35

1 基本構想策定の目的

本町では、健康づくり、子育て支援、高齢者福祉を個別に考えるのではなく、町民一人一人の暮らしの流れとして一体的に支えていく取り組みや子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らし続けられる環境づくりを推進するための拠点として、本町の子育て環境の充実及び福祉施策の推進、町民の利便性向上を図るため、「町民会館跡地一体」を活用した複合施設「健康子育て福祉ゾーン」を整備することを目指しています。

この基本構想は、本町における公共施設の課題、利用者や関係団体等のニーズ等を踏まえて、当該複合施設の機能集積と複合化のあり方について、その方向性を示すものです。

(整備の流れ)



2 基本構想の位置づけ

2-1 計画の体系

基本構想は、本町の基本方針である「添田町第6次総合計画」、「第2期添田町地域福祉計画」など、上位計画との整合を図り、策定するものです。

2-2 上位関係計画等の概要

(1) 本構想の位置づけは、上位計画である「添田町第6次総合計画」「第2次総合戦略」に即した構想であるとともに、「第2期添田町地域福祉計画」「第三期添田町子ども・子育て支援事業計画」などの各計画とも整合を図りつつ、策定するものです。

総合計画は本町における行政運営の最上位計画であり、本町の全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるものです。

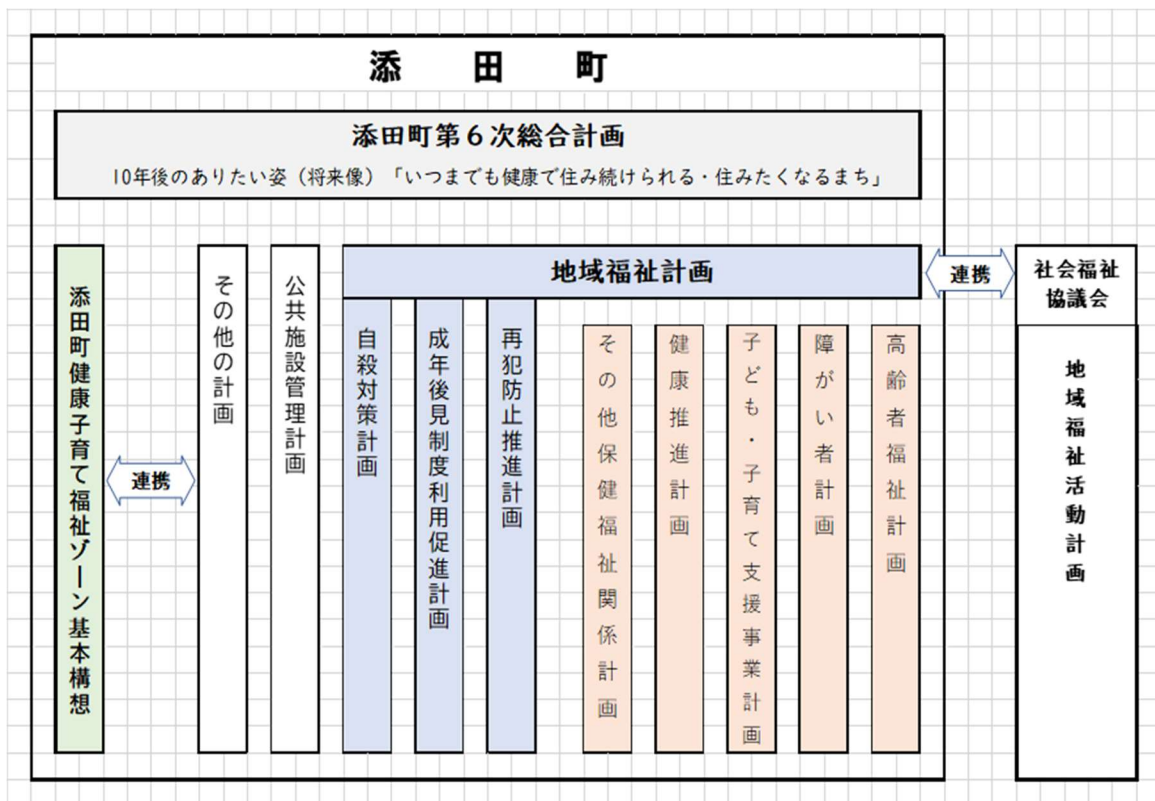
町民憲章に掲げられた5つのまちづくりの方向性を基本理念とし、将来像(ビジョン)「いつまでも健康で住み続けられる・住みたくなるまち」のもと、6つのありたい姿を目指しています。

基本理念

- 一、みんなが健康で明るくあたたかい家庭と、うるおいのあるまちをつくります。
- 一、教育とスポーツの振興につとめ、青少年が健全に成長するまちをつくります。
- 一、恵まれた美しい環境と先輩の業績に感謝し、福祉豊かな活力あるまちをつくります。
- 一、創意と工夫により、生産を高め、産業と文化のいきづくまちをつくります。
- 一、恵まれた文化財や美しい自然を大切に、訪れる人々をあたたかく迎える魅力ある観光のまちをつくります。

6つのありたい姿

- 「住みたい・住み続けたいまち」
- 「人が集まり賑わうまち」
- 「誰もが孤立せず健康に過ごせるまち」
- 「安全・安心に暮らせるまち」
- 「子育て支援・教育が充実したまち」
- 「自立と協働のまち」



3 複合施設の必要性

3-1 公共施設の充実

多世代交流や地域コミュニティ醸成のほか、多目的に利用できる空間とすることで維持管理費縮減効果が期待できます。また、関連する施設が一体的になることでサービス向上や連携による相乗効果も期待できます。施設の機能については、それぞれの規模の設定を行ったうえで、各機能の複合化を図るとともに、会議室等を共用することで効率的な施設を目指します。

3-2 総合的な福祉の拠点づくり

高齢者・障がいのある方・子ども・子育て世代等が、交流しながら健康づくりと福祉を推進するエリアの形成を念頭に、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して過ごせる健康と福祉の拠点づくりを目指します。

3-3 癒しの空間づくり

自然環境を活用した広場などで、誰もが心身の健康を育む空間づくりを目指します。

3-4 安全・安心なまちづくり(防災機能の充実)

災害発生時には、災害ボランティアセンターとして活用できる施設を目指します。

4 既存施設の状況 ※P19~20(資料1)複合化する施設の現況、(資料2)複合化する施設の概要

4-1 保育園、子育て支援センター

施設や設備の老朽化、バリアフリー対応などの問題が顕在化しています。

また、令和4年に設置した有識者会議の意見では、今後の更なる人口減少や公立保育園の在り方を踏まえ、4園を1園とし、公立で運営するべきである等の意見があります。

令和8年度からは、園児数の減少により、たから保育園を休園とし、みどり保育園とくるみ保育園2園での運営となります。

(現有施設の利活用等)

- ・旧くるみ保育園⇒解体を検討します。
- ・現くるみ保育園及び子育て支援センター(旧英彦中学校)⇒利活用を検討します。
- ・ひかり保育園⇒解体を検討します。
- ・みどり保育園⇒利活用を検討し、活用が図れないと判断した場合は、解体します。
- ・たから保育園⇒令和8年度から福祉施設整備完了までは、児童発達支援事業所として利用します。

4-2 児童発達支援事業所

施設や設備の老朽化、バリアフリー対応などの問題が顕在化しています。また、屋外遊戯においては、遊具がないために旧真木小学校を利用していましたが、廃校により現在は利用不可となっています。併せて、旧真木小学校の跡地を蓄電池施設等の企業誘致を行うため、児童の安全面を考慮して、令和8年度から施設整備完了までは、たから保育園を活用して運営を行います。

(現有施設の利活用等)

民間事業者への貸付等を検討します。

4-3 ふれあいの館ジョイ

令和2年に設置した有識者委員会では、現施設の立地場所等による利便性の悪さから、別地へ機能移転するべきである旨の意見があっています。

なお、社会福祉協議会の将来計画においても別地への移転を掲げています。

(現有施設の利活用等)

民間事業者への貸付等を検討します。

4-4 地域包括支援センター

施設や設備の老朽化、バリアフリー対応などの問題が顕在化しています。

(現有施設の利活用等)

利活用を検討し、活用が図れないと判断した場合は、解体します。

4-5 保健センター(健診スペース)

施設や設備の老朽化、バリアフリー対応などの問題が顕在化しています。

当該施設は、福岡県の人材開発センターの一部を借用し、健康・子ども保健系の事務所(2階)及び健診等を実施する多目的スペース(1階)を確保していますが、老朽化が著しい現状であるものの、福岡県においては、改修等の予定はありません。

5 計画地の概要

5-1 計画地の立地特性 ※P21~24(資料3)位置図、(資料4)集積図①、(資料5)集積図②

この基本構想における計画地は、町民会館跡地一体を活用して整備することを目指します。

町民会館跡地一体は、町全域の中心に位置し、町内各地域からアクセスしやすい地域です。

約 6,374 m²の空間は、町民会館があった東側が高く、西側の県道52号八女香春線付近とは3m程度の高低差があります。また、東側は西に向かってなだらかな下りの傾斜となっているため、この段差を活用した空間等の整備、配置を検討します。

基本計画の策定に応じて、周辺用地の活用(買収を含む)を検討します。

5-2 計画敷地の概況

計画地 添田町大字添田 517 番1 外 7 筆

敷地面積 6374.81 m²

都市計画区域 非線引き・用途指定なし

容積率(上限値) 200% 建ぺい率(上限値) 70%

南側前面道路(県道 451 号 英彦山添田線) 幅員約 6.0m

西側前面道路(県道 52 号 八女香春線) 幅員約 9.7m

その他地区 添田町景観計画区域内、宅地造成等工事規制区域

関連法令 建築基準法及び施行令、都市計画法、バリアフリー法、消防法、浄化槽法、福岡県福祉のまちづくり条例、エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

6 利用者等のニーズ 参考資料 ※P25～33(資料6) 町民アンケート用紙

6-1 町民アンケート

6-1-1 アンケート調査の実施について

令和8年1月23日から令和8年2月13日にかけて「健康子育て福祉ゾーン基本構想策定に係る町民アンケート」を実施しました。

(1) 対象者

ア 義務教育終了前までの子どもがいる世帯約 380 世帯(以下「子育て世帯」という)

イ 義務教育終了前までの子どもがいない世帯 1,000 世帯(無作為抽出)(以下「一般世帯」という)

(2) 調査方法及び回答状況

ア 子育て世帯については、保護者連絡アプリによりWEB アンケートを実施、118 件の回答(回収率約 31%)

イ 一般世帯については、郵送にてアンケート調査を実施、350 件の回答(回収率約 35%)

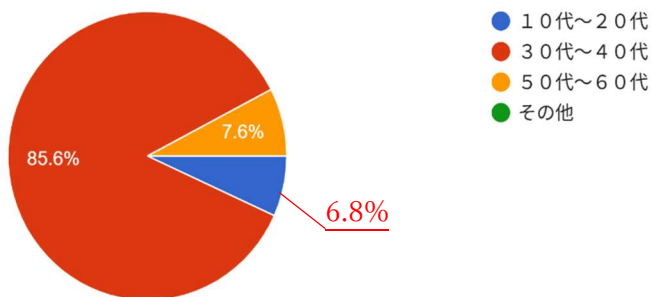
6-1-2 アンケート調査の集計結果について

(1) 子育て世帯の集計結果

ア 回答者の属性

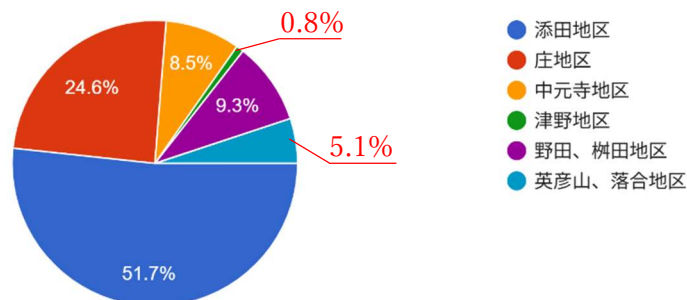
(ア) 年齢(選択式)

118 件の回答



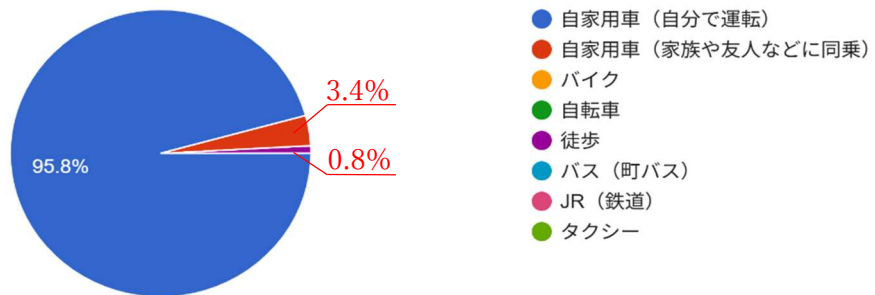
(イ) 居住地区(選択式)

118 件の回答



(ウ) 主な交通手段(選択式)

118件の回答



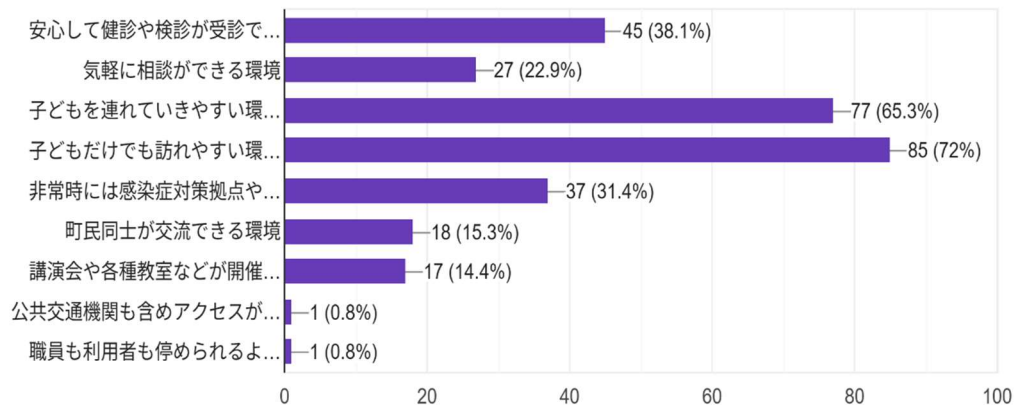
イ 健康子育て福祉ゾーン(複合施設)に求める機能

(ア)「全世代の町民が利用しやすい施設」であるためには、どのような環境であることが重要と考えますか(複数選択式(最大3つ))

「子どもだけでも訪れやすい環境(子どもが自分の意思で自由に過ごせる環境、子どもが一人でも相談しやすい環境など)」が一番多く、次に「子どもを連れていきやすい環境(親子がくつろげる環境など)」、3番目に「安心して健診や検診が受診できる環境」となりました。

調査結果として、子育て世代は、子どもの居場所としての機能と親の安心につながる支援機能を一体的に求めている点が特徴でした。

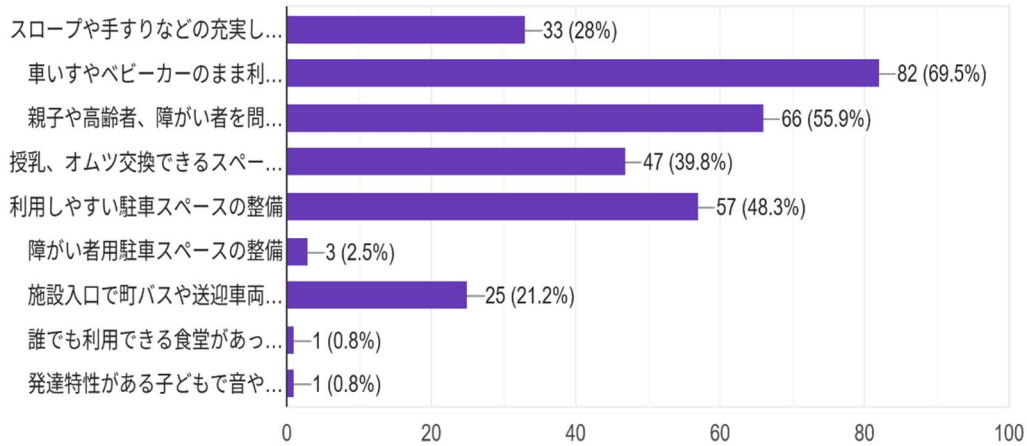
118件の回答



(イ)ユニバーサルデザインやバリアフリー設備を取り入れた複合施設の実現のためには何が重要と考えますか(複数選択式(最大3つ))

「車いすやベビーカーのまま利用できる段差のないフロアや通路等の整備」が一番多く、次に「親子や高齢者、障がい者を問わず誰もが利用しやすいトイレの整備」、三番目に「利用しやすい駐車スペースの整備」となりました。

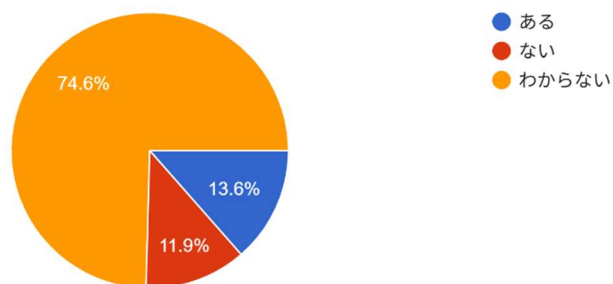
118件の回答



ウ 整備地について

(ア)旧町民会館跡地及びその周辺を複合施設の整備地として検討していますが、それ以外に最も適していると思われる候補地はありますか。(選択式)

118件の回答



(イ)【ある】と答えた方にお伺いします。『旧町民会館跡地及びその周辺』よりも適している場所を記入して理由を選んでください(自由記載) n=15

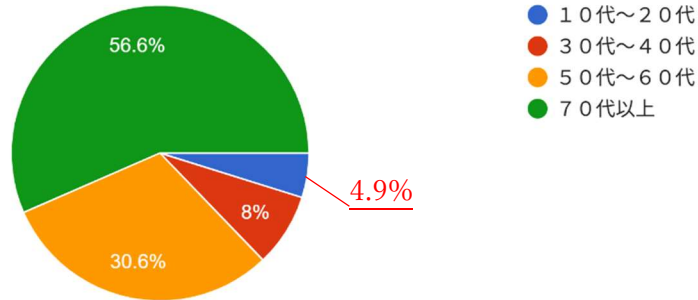
旧添田小学校などの学校跡地が11件、その他はオークホール周辺や添田駅周辺等の意見が見られた。また、理由として、「敷地が広い」、「人が集まりやすい」、「駅が近い」との意見が多数でした。

(2) 一般世帯の集計結果

ア 回答者の属性

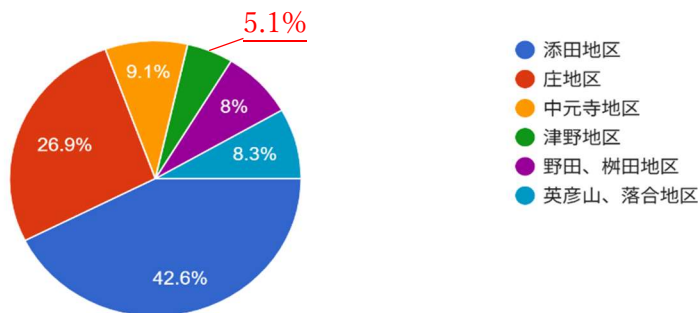
(ア) 年齢(選択式)

350 件の回答



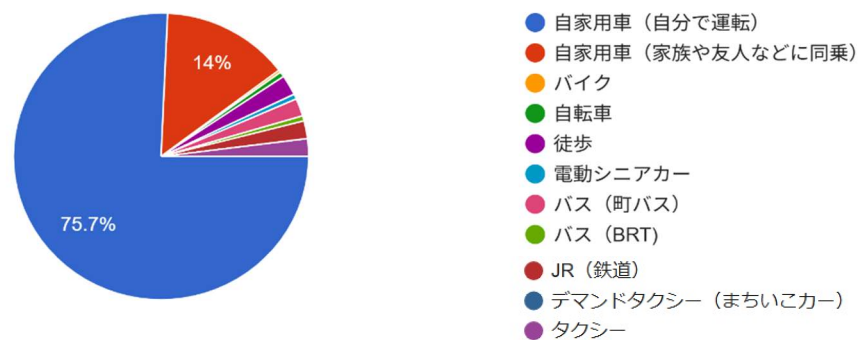
(イ) 居住地区(選択式)

350 件の回答



(ウ) 主な交通手段(選択式)

350 件の回答

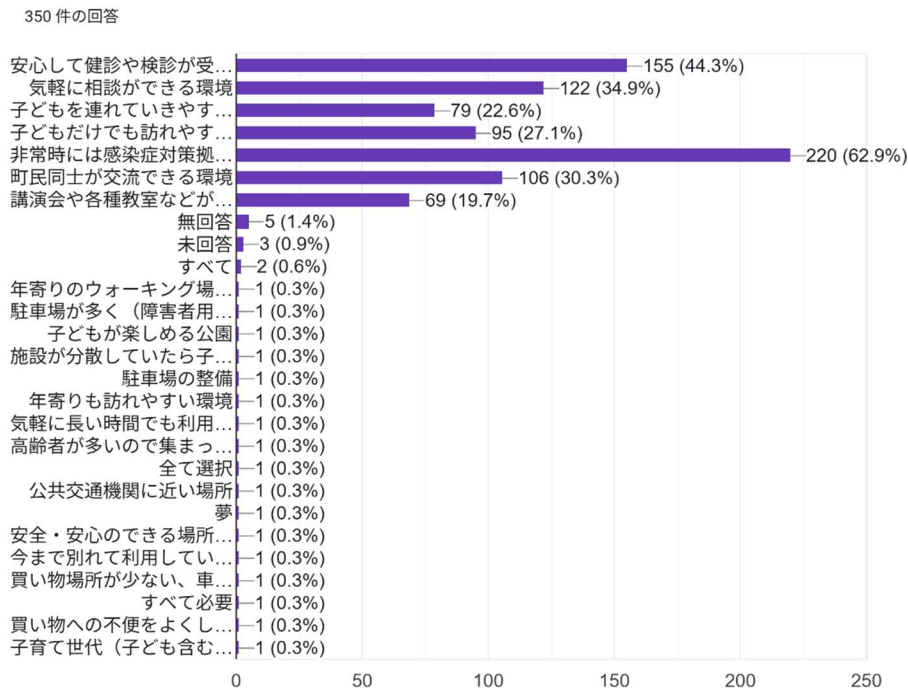


イ 健康子育て福祉ゾーン(複合施設)に求める機能

(ア) 「全世代の町民が利用しやすい施設」であるためには、どのような環境であることが重要と考えますか(複数選択式(最大3つ))

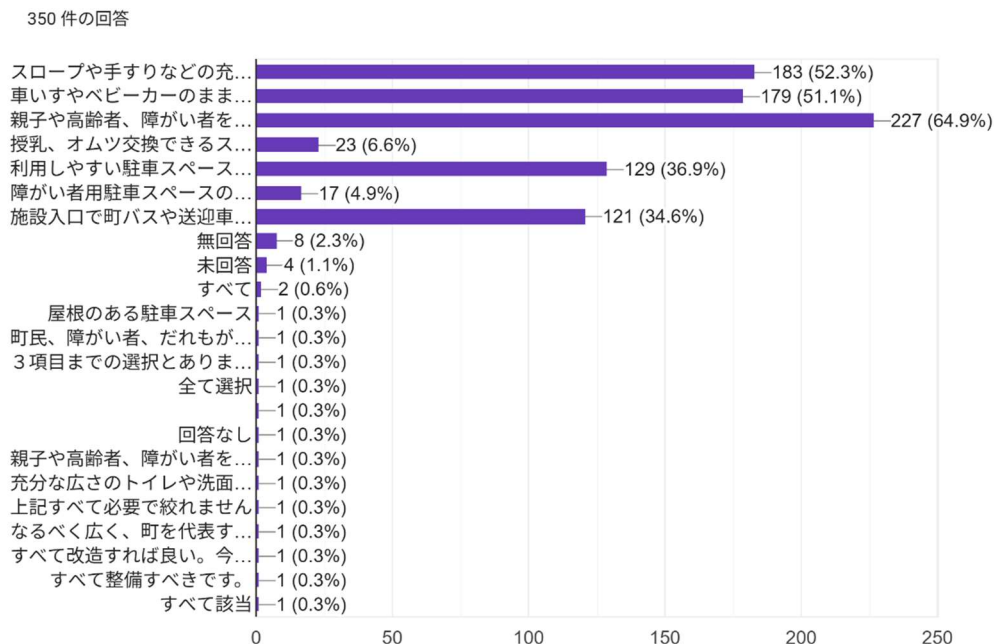
「非常時には感染症対策拠点や災害時支援拠点として活用できるスペースのある環境」との回答が一番多く、次に「安心して健診や検診が受診できる環境」、3番目に「気軽に相談ができる環境」となった。子育て世帯以外の調査結果からは、非常時の拠点としての機能と健康・福祉・日常的な

利用のしやすさを重視する傾向が見られました。



(イ)ユニバーサルデザインやバリアフリー設備を取り入れた複合施設の実現のためには何が重要と考えますか(複数選択式(最大3つ))

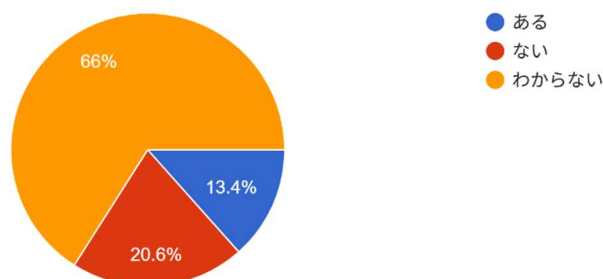
「親子や高齢者、障がい者を問わず誰もが利用しやすいトイレの整備」が一番多く、次に「スロープや手すりなどの充実した整備」、3番目に「車いすやベビーカーのまま利用できる段差のないフロアや通路等の整備」となりました。



ウ 整備地について

(ア) 旧町民会館跡地及びその周辺を複合施設の整備地として検討していますが、それ以外に最も適していると思われる候補地はありますか。(選択式)

350 件の回答



(イ) 【ある】と答えた方にお伺いします。『旧町民会館跡地及びその周辺』よりも適している場所を記入して理由を選んでください(自由記載) n=46

旧添田小学校などの学校跡地が 19 件、その他は「オークホール周辺」や「添田駅周辺」、「添田町体育館周辺」、「現在の役場がある場所」等の意見が見られた。また、理由として、「敷地が広い」、「人が集まりやすい」、「交通アクセスがよい」との意見が多数でした。

(3) 自由記載の意見について

ア 子育て世帯の主な傾向と意見内容

(ア) 子どもが遊べる場所の整備に対する意見

「天候に左右されない遊び場や遊具の設置してほしい」や「夏場でも火傷せずに遊べる遊具の設置(日陰の確保も含め)してほしい」、「多年齢でも遊べる場(乳児も含め)を確保してほしい」との意見がありました。

(イ) 交通手段・アクセスに対する意見

「町バスの停留所を複合施設に設置し、交通手段のない人、子どもや高齢者などいろんな人が利用しやすい場所にしてほしい」や「旧町民会館の駐車場が使いづらかったので、使いやすい駐車スペースを確保してほしい」との意見がありました。

(ウ) カフェ・図書館・交流スペースに対する意見

「ワークスペースやカフェ、落ち着いて集中できる空間を作してほしい(いろんな世代が使える)」、「図書スペースがあるカフェを設置してほしい」、「利用者が安心して足を運びくつろぎ、いろんな世代の方が交流できるスペースが欲しい」との意見がありました。

イ 子育て世帯以外の主な傾向と意見内容

(ア) 施設の機能に関する意見

「他市町村にある複合施設のような施設を整備してほしい(バリアフリーで多目的に使える研修室等がある施設)」、「図書館児童館が使えない日に学生が使えるようになれば良いと思う」、「子どもから高齢者までが共通で使え、ゲーム感覚で運動できる施設(大型のタッチスクリーンを活用した)があれば良い」、「静かに過ごせるスペースの確保(ワーキングスペース・カフェ等)」、「いろんな住民(高齢者も子ども等)が一緒に空間でくつろげる場所で(玄関ホールなど)過ごしたい」などの意

見がありました。

(イ) 交通手段・アクセスに対する意見

「歩いて行くにはちょっと無理かなと思わなくてすむような交通手段があれば良いと思う」、「使いやすい駐車スペースの確保をしてほしい」、「施設に入りやすい導線を確保してほしい(自動車やバス)」、「車イス、障がい者、ベビーカーの方々が雨天時でも乗降しやすいようにカーポートなどを設置してほしい」との意見がありました。

(ウ) 財政面に関する意見

「少子高齢化が進み収入源も厳しくなるのでランニングコストがあまりかからないように」、「新たな施設を作る財源があるのか」、「人口に適した規模の施設を考えてほしい」などの意見がありました。



P5～11の町民アンケート及びP12～13の各施設へのヒアリング結果を踏まえて、「7 複合施設整備の基本的な考え方」、「8 施設の機能」を作成しています。

6-2 ヒアリング結果について

6-2-1 各施設職員へのヒアリング調査の実施について

本ヒアリングは、健康子育て福祉ゾーンの整備にあたり、実際に運営を担う関係職員から、ハード面（施設・設備）およびソフト面（運用・管理）について意見の聴取を行いました。

(1) 対象者

ア 児童福祉分野

保育所および児童発達支援事業を運営する一般財団法人 添田福祉会 職員

イ 高齢者・地域福祉分野

高齢者福祉および地域福祉事業を担う社会福祉法人 添田町社会福祉協議会 職員

6-2-2 ヒアリング結果について

(1) 全分野共通の認識事項（重要事項）

ア 駐車場の確保

高齢者・共用部分：約 40 台

児童関係施設：15～20 台

児童利用者と高齢者利用者の駐車場分離が望ましい（安全面配慮）

イ セキュリティ対策

高齢者・共用部と児童エリアの明確なゾーニング

特に児童エリアへの立入制限が必須

防犯カメラ・インターホン等の導入を前提とした設計

ウ 施設機能の棲み分け

高齢者関係／保育所／児童発達支援事業を一定程度区切った配置が必要

エ アクセス性の向上

車での乗り入れ・送迎がしやすい配置

町バス停車場所、送迎待機スペースの確保

BRT 等との接続も視野に入れた動線計画

(2) 児童分野からの主な意見

ア 施設外部（屋外・動線）

雨天時対応の送迎動線屋根

プール遊びが可能な屋外スペース

芝生（裸足で遊べるスペース）・日よけの設置

遊具：ブランコ、滑り台、砂場、芝生用小型遊具、療育対応の吊り下げ遊具

イ 施設内部

子育て支援センターは複数室構成

ほふく室に隣接した調乳室・沐浴室

授乳室の設置

多様なトイレ整備（未就学児用／小中学生用／バリアフリー）

多目的スペースにステージ・暗幕

保育室内または隣接トイレ・手洗い場の設置
医務室は事務室の隣接配置
調理室横の専用トイレ(衛生対策)
外部からの手洗い・足洗い場
十分な容量の倉庫(備品・個人情報管理)

ウ 運用面

保育所と児童発達支援事業所は空間的分離
利用児童の飛び出し防止など安全管理設備
交流スペースとの動線・管理の明確化

(3) 高齢者・地域福祉分野からの主な意見

ア 施設外部

教室・入浴利用での駐車場混雑回避
災害ボランティア対応スペース(炊き出し・簡易かまど・広場)
防災倉庫(軽トラック対応)
車両出入口の一方通行化検討
ボランティアセンター拠点機能(広場受付可)
職員・利用者用階段の設置

イ 施設内部

介護予防教室に必要な十分な面積
教室隣接の倉庫(道具・マット保管)
相談室と事務所の近接配置
外部搬出可能な専用倉庫
多目的スペースへのステージ(可動式可)
簡易キッチン・給湯設備
福祉避難所機能を見据えた調理・パントリー
分野横断の相談・会議が可能な共有スペース
陶芸・茶道・子ども室機能の継続可否検討

ウ 運用面

中学生の居場所づくりとしての活用検討
スクールバス経由案
町バスの停車・待合スペース整備

(4) ヒアリング結果のまとめ

本ヒアリングから、「安全性」「機能分離」「アクセス性」「災害対応」が健康子育て福祉ゾーン整備における最重要キーワードであることが明確となりました。



7 複合施設整備の基本的な考え方

7-1 コンセプト

(1) 子育てしやすい環境の充実

少子化対策は全国的に重要な課題となっており、本町においても、子育て支援の充実を推進しています。一方、子育て環境等についてみると、施設や設備の老朽化、バリアフリー対応などの問題が顕在化し、町民ニーズに十分に答えられていない状況です。このような状況のなか、子育て環境の整備を推進する必要があります。

(2) 福祉相談サービスの向上

本町では、今後更なる少子高齢化の進展が想定されます。

このような状況のなか、高齢者、障がい、子ども、健康、生活困窮など、様々な課題に対して、相談支援できる体制、総合的な福祉サービスの新たな拠点の整備が必要と考えます。

(3) 公共施設の複合化

複合化により、多世代交流や地域コミュニティ醸成のほか、多目的に利用できる空間とすることで維持管理費縮減効果が期待できます。また、関連する施設が一体的になることでサービス向上や連携による相乗効果も期待できます。

(4) 交流の場づくり

福祉を考える上でも日常的な地域や多世代のコミュニティの醸成は重要であると考えます。加えて、核家族化や地域のつながりの希薄化の中、子どもたちや子育て世代、高齢者、障がいのある方など、多世代が気軽に集まり交流できるような場づくりが必要です。

7-2 ゾーニングのイメージ ※ P34~35(資料5)ゾーニング A(分散配置)、(資料6)ゾーニング B

(1) 子育てエリア(保育園、子育て支援センター、児童発達支援事業所)

(2) 福祉エリア(老人福祉センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター)

(3) 交流、共生エリア(健(検)診会場、多目的利用)

(4) 屋外広場エリア(駐車場と併用可能、検診バス駐車)

(5) 駐車エリア

7-3 整備方針

子育てエリアでは、子ども(乳幼児)を預ける場所、子育ての相談、健診等の場として一層利用され、子育て支援につなげるため、保育園、児童発達支援事業所、子育て支援センターを同一施設内に、福祉エリアでは、高齢者の憩いの場、介護予防等の場として一層利用され、健康寿命の延伸につなげるため、老人福祉センター、社会福祉協議会、地域包括支援センターを同一施設内に整備します。また、交流、共生エリア及び屋外広場エリアでは、会議室や相談室など共用できる施設は、集約化するとともに多目的に利用できる空間を整備します。

これにより、関係機関が連携し、利用者が抱える不安や課題を適切な機関につなぐなど、支援の充実に繋がるようにします。

更には、子供と大人が同じ場所で遊び学ぶことができる、インクルーシブ遊具や高齢者向けの健康遊具の設置とコワーキングスペース整備を検討し、住民が交流する地域共生の拠点「多世代が共に

健康に過ごせる地域インフラ」の整備を目指します。

ポストコロナ社会への対応として、ウイルス感染のリスクを低下させるため、風通しのよいオープンスペースの確保や換気能力の高い設備の導入による換気機能の強化、接触感染リスクを軽減するコンタクトレスな屋内空間の整備等について留意します。

整備にあたっては、現在の活動を継続できるよう、必要な機能を整備します。なお、社会福祉協議会は、災害時には災害ボランティアセンターの事務所となるため、必要な設備を確保します。また、駐車場の配置は利用者の利便性のほか、歩道の歩行者の安全確保にも配慮します。更には、玄関前にコミュニティバスやタクシーの乗降所、障がい者駐車場、駐輪場を設け、各乗降所から各施設へのアクセシビリティと悪天候に配慮します。

ユニバーサルデザインに基づき、段差のないスロープ、自動ドア、多目的トイレ、視覚・聴覚に配慮した案内表示、車いすなどの動作空間を配慮したレイアウトなどを検討します。

また、2050年カーボンニュートラル実現に向け、政府方針に基づき推進されている、太陽光発電の積極導入、新築のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化、LED照明化等の検討をします。

- ・利用者のプライバシーが確保され安心して支援を受けられる空間整備
- ・集約移転検討施設の既存機能を確保しつつも、異なる施設と複合化することによる諸室の効率的な利用が可能な施設整備
- ・体が不自由な方や妊産婦などの利用にも配慮した施設整備
- ・人や車の流れの変化、日照・騒音等の環境の変化に留意し、周辺の住環境に与える影響を十分考慮した施設整備

(1) プロセスに関すること

使う側（運営・利用者等）の意見を聞き、計画に反映します。

(2) 空間づくりに関すること

過ごしたくなる空間づくりを意識します。（景観や雰囲気づくり、周辺環境への配慮、地域建材の活用や木質化の検討）

(3) 事業経営に関すること

まちの「身の丈にあった」施設整備を推進します。（町財政への影響、費用対効果）

『建物分散配置』

① 機能を分けて、建物と組み合わせる。

② 建物を分散して配置する。

③ メリット

- ・機能を切り分け、建物を小規模化することで段階的整備が可能となります。
- ・途中段階での計画変更やニーズの変化に対し、弾力的な対応が可能となります。
- ・建物間の人の流れで賑わい効果が生まれます。

④ デメリット

- ・建物に対して、駐車場をどのように配置するか、設定に工夫を要します。
- ・建物間の人の流れをどのように生み出すか、動線の設定に工夫を要します。
- ・建物間の移動が多くなり、利便性低下の恐れがあります。

8 施設の機能

8-1 施設の機能設定の考え方

【多目的空間】

- ・様々な利用者の日常利用が活発なコミュニティ拠点とします。
- ・町民活動、交流、コミュニティ形成を促進します。
- ・町民のライフスタイルに寄り添う新たな町民ニーズに対応します。

【特定目的】

- ・保育園、子育て支援センター、児童発達支援事業所
- ・老人福祉センター（浴室・介護予防教室等）
- ・社会福祉協議会、地域包括支援センター
- ・健（検）診会場（乳幼児・住民健（検）診、健康・子育て相談）
- ・屋外施設（広場、菜園等）

【公共性・公益性】

- ・公共施設の集約と複合化、行政サービスの利便性向上
- ・公共交通との連携
- ・旧消防分署及び旧宮城幼稚園の跡地を職員駐車場等として利用

8-2 施設の機能

【子育て活動をする場としての機能】

- ・子どもを預けることができます。
- ・子どもが学べます。
- ・子どもが親と一緒に遊べます。

【生活支援の場としての機能】

- ・生活を維持するための相談ができます。

【地域福祉の中核を担う機関としての機能】

- ・福祉に関する相談ができます。
- ・地域福祉（高齢者に関すること、子育てに関すること等）に関わる活動を行うことができます。
- ・ボランティア団体などの地域活動を行うことができます。
- ・災害時には災害ボランティアセンターの事務所となります。

【高齢者の生きがいづくりの場としての機能】

- ・集まって、お茶や食事をしたり、会話がができます。
- ・集まって、ボランティアの活動ができます。
- ・集まって、趣味向上や知識習得の活動ができます。

【誰もが集える場としての機能】

- ・住民が展示や発表等のイベントを開催することができます。
- ・多世代が会話や活動を通じて交流することができます。



9 財源確保

- ・整備に要する費用を単独で賄うことは困難であり、様々な財源措置を検討し、できるだけ後年度の負担を軽減する必要があります。
- ・自治体負担の軽減のために、財源の一部に公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業を充てることを想定しています。
- ・自治体に有利な地方債については、引き続き、国に対して要望活動を進めていく必要があります。
- ・整備で導入することが可能な財源措置（地方債、国費による交付金や補助金）などについて情報収集し、町の財源負担を減じる検討のほか、基本計画策定及び基本設計策定時には、各機能に必要とされる面積精査をします。
- ・交付金や補助金を導入するにあたっては、付帯する計画等の策定が条件でもあり、関係機関との調整が必要になります。

以下は活用の可能性のある財源措置としての例です。

(1) 地域未来交付金(旧:新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金))

- ・地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援
 - ※ 地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI 設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援
- ・ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化
- ・事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築
 - ※ 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化されています。

拠点整備事業(施設整備事業) 市区町村:10億円/年度、補助率:1/2

インフラ整備事業(道路、公園等) 市区町村:10億円(単年度目安2億円)、補助率:1/2

(2) 過疎対策事業債

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて、過疎地域の市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づき行う事業の財源として発行が認められています。(同法第14条及び同法施行令に定められている施設の整備)

充当率100% 地方交付税措置70%

10 事業手法

- ・ 事業手法には、従来の工事発注方式のほか、設計から建設、維持管理・運営までの一連の設計・施工一括発注方式、民間の資金や技術力を活用する手法としてPFI方式、リース方式などがあります。なお、事業者の選定には、一般競争入札、指名競争入札、コンペ方式、プロポーザル方式などがあります。
- ・ 基本計画・設計等の作成にあたり、選定方法には従来からの競争入札や総合評価方式、プロポーザル方式、コンペ方式による方法が考えられます。
- ・ 基本計画策定の段階において、財源支援、事業スケジュールへの影響、建物のライフサイクルコストの縮減や地元経済への貢献等を十分考慮し、効果的・経済的な事業手法の採用することになります。

11 スケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
工事関係 町民会館解体工事 基本・実施設計業務 土地測量業務 開発行為申請 造成工事 建築確認申請 施設工事(施工管理・建築・設備)	→	→	→	→
事務関係 事業検討・協議 基本構想策定 基本計画策定 地域・関係団体説明等	→	→	→	

※現時点での事業スケジュールは上記の期間を想定していますが、法規制等の許認可までの期間や造成工事の仕様、建物の配置等により供用開始が想定を超過することも想定されます。今後、基本計画において、さらに検討を進め具体的なスケジュールをお示しします。

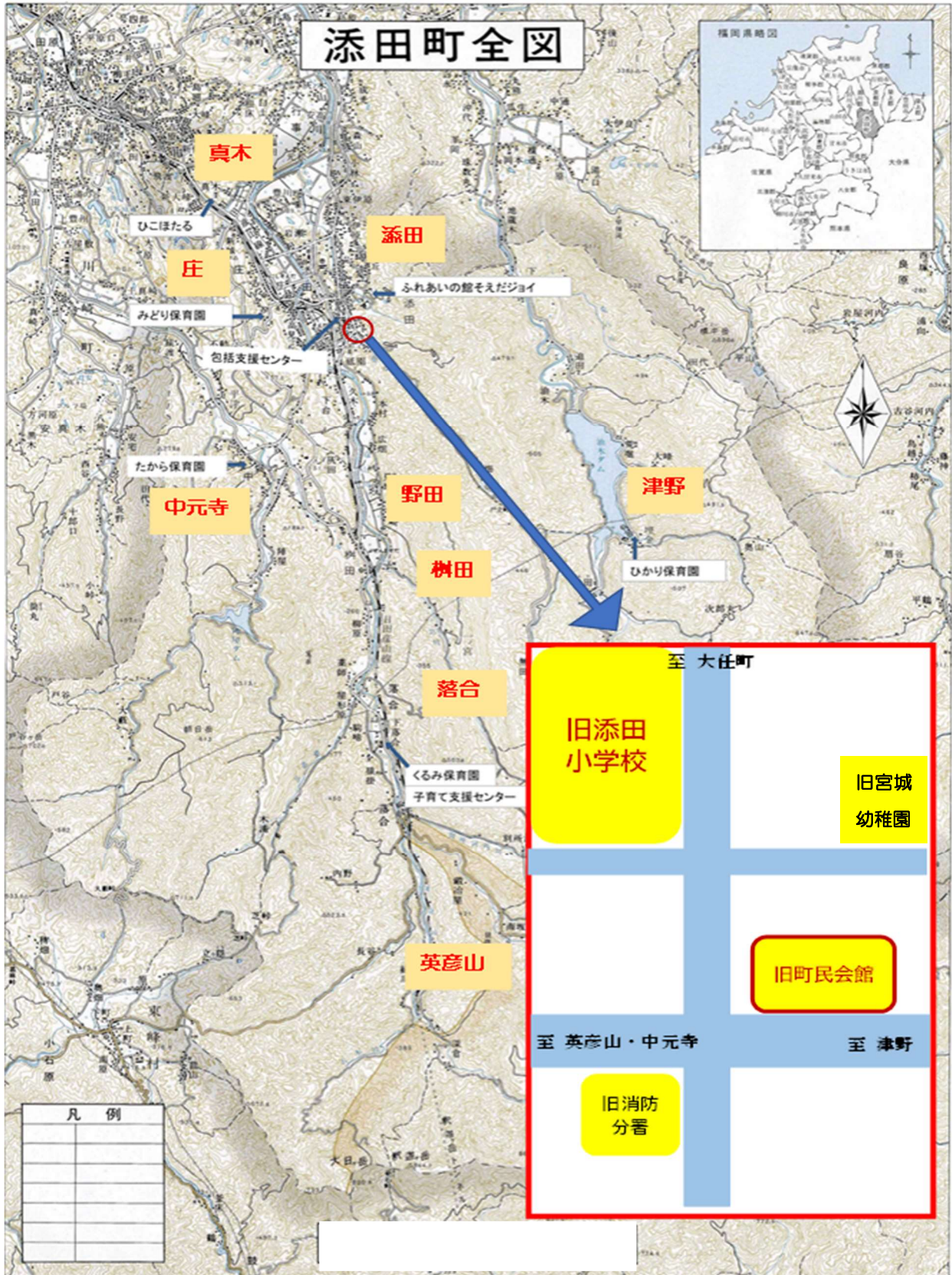
複合化を検討する施設の現況

	社会福祉協議会 老人福祉センター	地域包括支援 センター	児童発達支援事業所	乳幼児健診会場
	ふれあいの館 そえだジョイ		旧真木幼稚園 (ひこほたる)	人材開発センター (福岡県所有)
所在地	大字添田 (添田公園内)	大字添田 (旧児童館内)	大字庄 (旧真木幼稚園)	大字添田 (役場前)
敷地面積	2,215㎡	1,343㎡	1,576㎡	
延床面積	3,865㎡	479㎡	264㎡	210㎡
竣工	平成7年	昭和55年	昭和54年	昭和51年
施設の内容) 主な諸室	多目的室・会議室 子ども室・趣味室・ 事務室外・老人福 祉センター リスニ ング室・浴室・集會 室・トイレ	事務室・調理室 会議室・トイレ	機能訓練室1・機能 訓練室2(相談室)・ 事務室・給食室・休 憩室・トイレ・倉庫	多目的室(乳幼児 健診等実施会場) 健康・子ども保健係 事務所・トイレ
	保育園			
	みどり保育園	たから保育園	くるみ保育園 (地域子育て支援 センター併設)	
所在地	大字庄 (添田隣保館横)	大字中元寺 (旧中元寺小裏側)	大字落合 (旧英彦中)	
敷地面積	2,767.40㎡	1,723.82㎡	6,534.00㎡	
延床面積	579.29㎡	1,723.82㎡	615.40㎡	
竣工	昭和50年	昭和56年	昭和52年	
施設の内容) 主な諸室	乳児室×1・保育室 ×2・遊戯室×1・調 理室×1・医務室× 1・事務室×1・調乳 室×1・もく浴室× 1・トイレ×2	乳児室×1・ほふく 室×1・保育室×2、 遊戯室×1・調理室 ×1・医務室×1・事 務室×1・調乳室× 1・もく浴室×1・ト イレ×2	乳児室×1・保育 室×2・遊戯室× 1・調理室×1・医 務室×1・事務室× 1・トイレ×2	

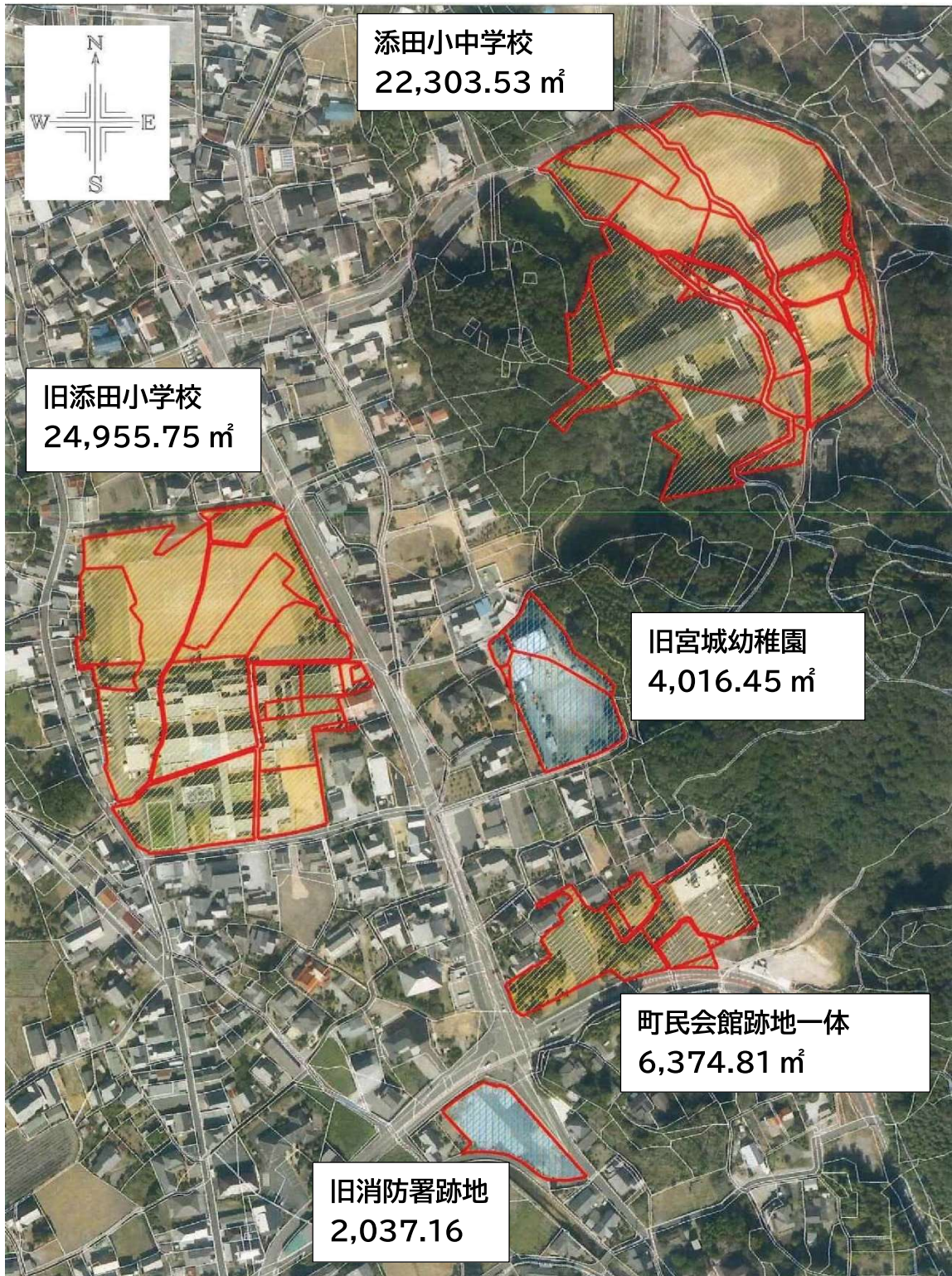
複合化を検討する施設の概要

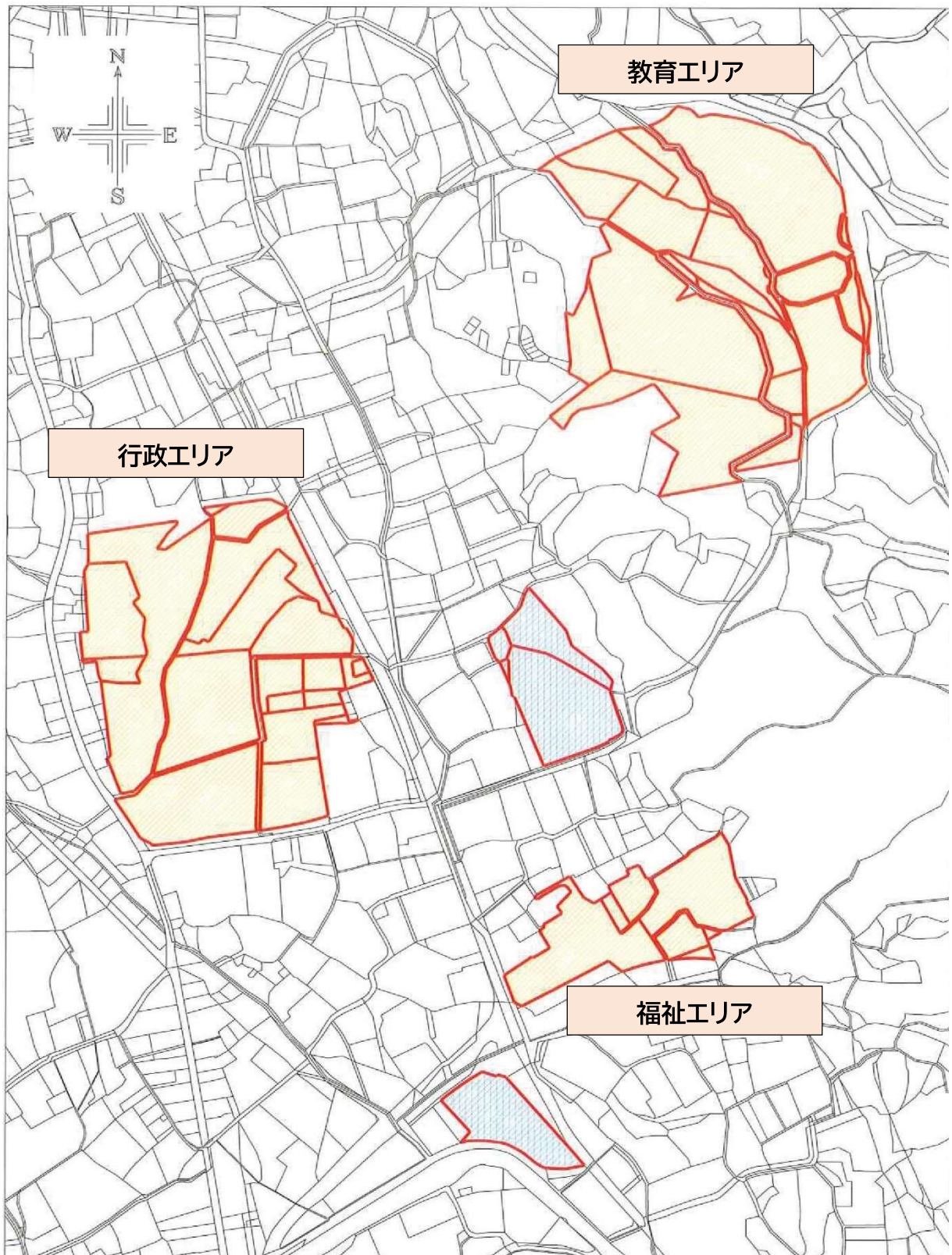
	施設名	備考	
シニア スペース	社会福祉議会事務所		
	事務室	職員数15名	
	会議室	利用定員20名	
	老人センター		
	浴室男	最大利用人数10名	
	浴室女	最大利用人数10名	
	休憩室	最大利用人数15名	
	地域包括支援センター		
	事務室	職員数10名	
	共有部分		
	相談室1	使用人数4名	
	相談室2	使用人数4名	
	静養室	利用定員1名	
	更衣室男		
	更衣室女		
	便所男		
便所女			
多機能トイレ			
調理室			
倉庫			
多目的 スペース	共有部分（全施設）		
	集会室（コアワーキングスペース）	収容人数200名	
	会議室	使用人数30名	
	テレワーク室		
キッズ スペース	児童発達支援事業所（定員10名）		
	指導訓練室1	1人当たり2.47㎡以上	
	指導訓練室2	1人当たり2.47㎡以上	
	遊戯室	1人当たり1.65㎡以上	
	便所	幼児・児童が使用	
	子育て支援センター		
	支援室	使用人数25名	
	授乳室		
	便所	大人・幼児が使用	
	保育園（定員60～80名）		
	ほふく室	2歳未満が使用 最低確保面積3.3㎡/人	
	沐浴室		
	医務室		
	保育室1	3歳が使用 最低確保面積1.98㎡/人	
	保育室2	4歳が使用 最低確保面積1.98㎡/人	
	保育室3	5歳が使用 最低確保面積1.98㎡/人	
	遊戯室	最低確保面積1.98㎡/人	
	園児便所		
	共有部分		
	職員便所		
倉庫			
相談室			
更衣室			
調理室	調理員休憩室含む		
事務室	職員休憩室含む		
キッズスペース	保育園	屋外遊戯場	最低確保面積3.3㎡/人
キッズスペース	保育園	屋外遊戯場	最低確保面積3.3㎡/人
	駐車場		一般用50台以上
			保育園用10台以上

位置図



集成図①







町民アンケート

令和8年1月

町民アンケートへの協力をお願い

町民のみなさまには、日ごろより町政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

添田町では、「健康」「子育て」「福祉」をテーマとした複合施設「健康子育て福祉ゾーン」の整備を検討するための基本構想の策定に取り組んでいます。そのため、町民ニーズや意見を把握することを目的として、アンケート調査を実施しています。

何卒、ご理解とご協力を賜り、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

添 田 町

▼アンケートの回答は、

・ 同封のアンケート用紙にご回答のうえ、お手数ですが、同封の返信用封筒に封入して投函をお願いいたします。

・ 誠に勝手ながら、回答は、2月13日（金曜日）までをお願いいたします。

※ 本アンケートは、添田町にお住いの18歳以上の方を対象に、各地域の人口割合を勘案して、無作為に抽出した方（1,000人）へ郵送しています。

※ 保護者連絡アプリ「コドモン」に登録している中学生以下の保護者方には、アプリでのアンケートの協力をしています。

ご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください。

〒824-0602 添田町大字添田 2151 番地

添田町役場 福祉環境課

☎ 0947-82-1231（代表）/1232（直通）

Fax 0947-82-5508

メール fukusyoushou@town.soeda.fukuoka.jp

健康子育て福祉ゾーン基本構想に係る町民アンケート

町民のみなさまには、日ごろより町政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

添田町では、本年度から、町民会館跡地に「健康」「子育て」「福祉」をテーマとした複合施設

「健康子育て福祉ゾーン」の整備を検討するための基本構想の策定に取り組んでいます。

本アンケートは、複合施設の整備を検討するにあたり、複合施設に備えるべき機能の町民ニーズ等を把握することを目的に実施しています。

アンケート結果につきましては、今後の複合施設整備の検討に反映する目的にのみ活用させていただきます。

是非とも皆様のご協力をよろしくお願い致します。

令和8年1月

※ 本アンケートは、添田町にお住いの18歳以上の方を対象に、各地域の人口割合を勘案して、無作為に抽出した方(1,000人)へ郵送しています。

添 田 町

参 考

町の考え方

町民会館解体後の跡地及びその周辺に町民の健康づくりや子育て支援、地域福祉の更なる充実・発展を目指し、また、園児や利用者が自然と暮らしとのつながりを感じられるような、自然と共生できる環境整備を検討しています。

施設の複合化により、多世代交流や地域コミュニティ醸成のほか、多目的に利用できる空間とすることで維持管理費縮減効果が期待できると考えています。

また、関連する施設が一体的になることでサービス向上や連携による相乗効果も期待できると考えています。

複合化を検討している施設

- 1 保育園（町内公立保育園を統合して1つにする）
- 2 子育て支援センター（旧英彦中学校内）
- 3 児童発達支援事業所そえだ（旧真木幼稚園）
- 4 社会福祉協議会（ふれあいの館そえだジョイ内）
- 5 老人福祉センター（ふれあいの館そえだジョイ内）
- 6 地域包括支援センター（旧児童館）
- 7 健診・検診会場（一般→町民体育館を利用、乳幼児→旧添田保健所を借用）

（各施設の現状等）

● 保育園及び子育て支援センター

すべての施設において、建物や設備の老朽化、バリアフリー対応などの課題がある。

（現有施設）

- ・くるみ保育園（旧英彦中学校）
- ・みどり保育園
- ・ひかり保育園⇒令和元年4月に閉園
- ・たから保育園⇒令和8年度より休園予定

● 児童発達支援事業所そえだ（旧真木幼稚園）

施設や設備の老朽化、バリアフリー対応などの課題がある。

● 社会福祉協議会及び老人福祉センター（ふれあいの館そえだジョイ）

立地場所の利便性の悪さ（駐車場）やバリアフリー対応などの課題がある。

● 地域包括支援センター（旧児童館）

施設や設備の老朽化、バリアフリー対応などの課題がある。

● 健診・検診会場

町民健診・検診会場

町民体育館を利用している。

乳幼児健診会場

福岡県人材開発センター（役場庁舎前の旧保健所）の一部を町が借用して、健診を実施しているが、老朽化が著しく将来的に、別途会場の確保が必要となる。

小学校跡地の利活用等の検討状況

各小学校の利活用については、現在、各種団体等の代表者で構成された学校跡地検討委員会においての意見等を参考に、今後の利活用を決定します。

以下は、現時点での学校跡地検討委員会においての利活用案です。

1 旧添田小学校

役場庁舎建替地として確保する。

2 旧中元寺小学校

企業誘致を図る。

3 旧落合小学校

解体する。

4 旧津野小学校

消防格納庫及び地域コミュニティ施設として整備する。

※ 旧真木小学校は、蓄電池発電施設としての利活用を推進しています。

アンケートにお進みください



【問 1】

あなたの、年代 と お住いの地域 を選んでください。

(該当する項目を○で囲って下さい)

年 代

- 10代～20代
- 30代～40代
- 50代～60代
- 70代以上

お住いの地域

- 添田地区
- 庄地区
- 中元寺地区
- 津野地区
- 野田、榊田地区
- 英彦山、落合地区

【問 2】

あなたの、普段の主な移動手段を選んでください。

(該当する項目を○で囲って下さい)

- 自家用車（自分で運転）
- 自家用車（家族や友人などに同乗）
- バイク
- 自転車
- 徒歩
- 電動シニアカー
- バス（町バス）
- バス（BRT）
- JR（鉄道）
- デマンドタクシー（まちいこカー）
- タクシー

【問 4】

ユニバーサルデザインやバリアフリー設備を取り入れた複合施設の実現のためには何が重要と考えますか。(3項目まで選択可)

(該当する項目を○で囲って下さい)

- スロープや手すりなどの充実した整備
- 車いすやベビーカーのまま利用できる段差のないフロアや通路等の整備
- 親子や高齢者、障がい者を問わず誰もが利用しやすいトイレの整備
- 授乳、オムツ交換できるスペースの整備
- 利用しやすい駐車スペースの整備
- 障がい者用駐車スペースの整備
- 施設入口で町バスや送迎車両などに昇降できるスペースの整備
- その他 ()

※ ユニバーサルデザインとは？

年齢・障がいの有無・能力 などにかかわらず、できるかぎりすべての人が使かえるように、情報・施設・製品・環境などのデザインをすることです。

※ バリアフリーとは？

高齢者や障がいのある方、ベビーカー利用者などが安全・快適に利用できるよう、物理的・情動的な障壁（バリア）を取り除いた施設のこと、スロープ、エレベーター、点字ブロック、多目的トイレ、音声案内、点字表示などが代表的な設備です。

【問7】

複合施設について、ご意見、ご提案等がありましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。



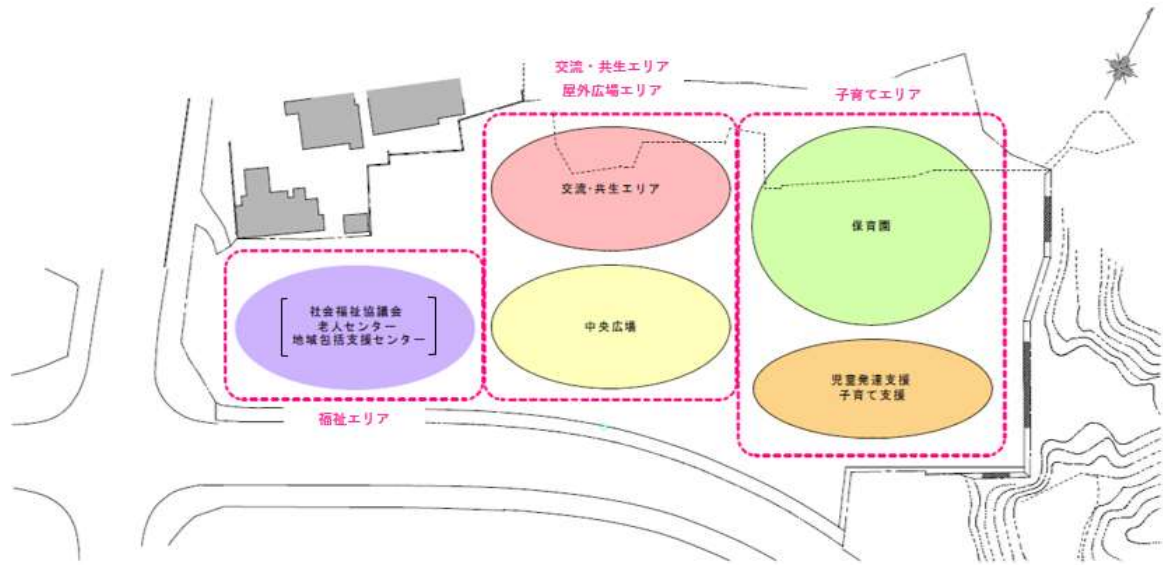
-問い合わせ-

〒824-0602 添田町大字添田 2151 番地

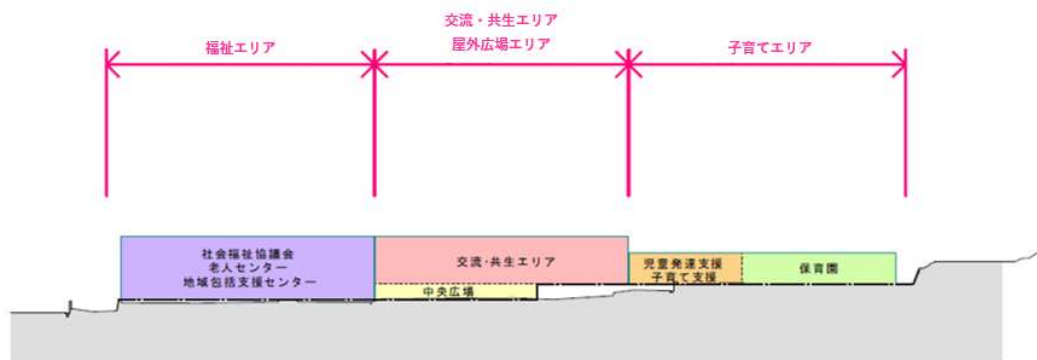
添田町役場 福祉環境課

☎ 0947-82-1231/Fax 0947-82-5508

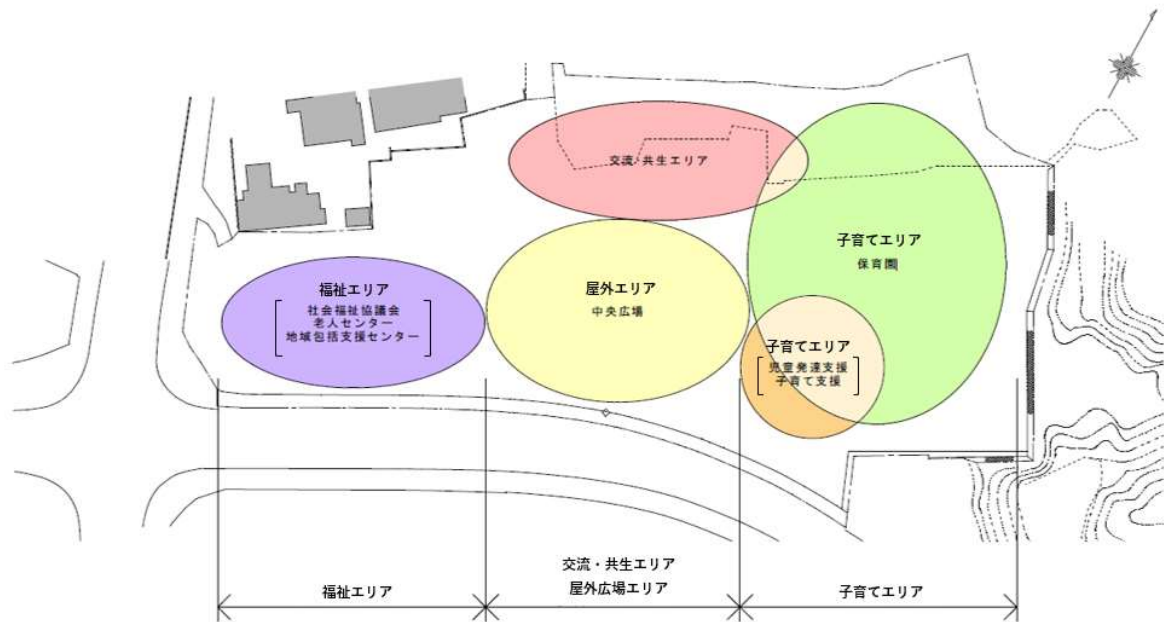
メール fukusyou@town.soeda.fukuoka.jp



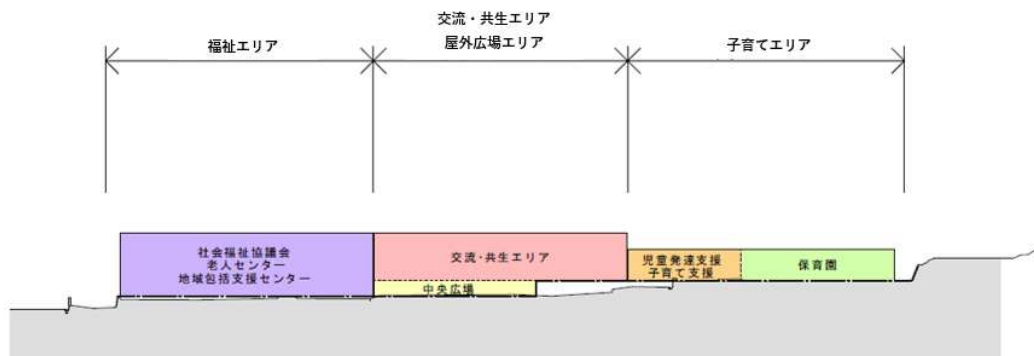
添田町 健康子育て福祉ゾーン・プロジェクト ゾーニング配置図



添田町 健康子育て福祉ゾーン・プロジェクト ゾーニング断面図



添田町 健康子育て福祉ゾーン・プロジェクト ゾーニング配置図



添田町 健康子育て福祉ゾーン・プロジェクト ゾーニング断面図

用語集

あ行

アクセス (あくせす)

場所への交通手段

一般競争入札 (いっばんきょうそうにゆうさつ)

国や地方自治体などが公共事業や物品調達の際に、参加資格を満たす不特定多数の事業者に広く門戸を開き、最も有利な条件(価格や技術力)を提示した業者と契約する方式

インクルーシブ遊具 (いんくるーじぶゆうぐ)

障害の有無や身体能力、年齢、性別に関わらず、すべての子供が「分け隔てなく一緒に」遊べるように設計された遊具

エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

(えねるぎーしようのごうりかおよびひかせきえねるぎーへのてんかんとうにかんするほうりつ)
2050年カーボンニュートラル実現に向け、一定規模以上の事業者エネルギーの効率化と、化石燃料から太陽光・水素などの「非化石エネルギー」への転換、電気需要の最適化を義務付ける法律

オープンスペース (おーぷんすぺーす)

建物内の壁・仕切りがない開放的な共有エリアのこと

か行

介護予防 (かいごよぼう)

高齢者が要介護状態になることを未然に防ぐ、あるいは要介護状態になってもその悪化を防ぎ、改善を目指す取り組み

概算事業費 (がいせんじぎょうひ)

建築工事を実施するプロジェクトの初期段階で提示する大まかな工事費用のこと

開発行為 (かいはつこうい)

主に建築物の建築や特定工作物の建設を目的として、土地の区画・形状・性質を変える工事

(造成など)のこと

核家族化(かくかぞくか)

夫婦のみ、または夫婦と未婚の子供(およびひとり親と未婚の子供)で構成される世帯が増える現象

過疎対策事業債(かそじぎょうさい)

過疎法に基づき認定された市町村が、道路、学校、病院などの公共施設整備や地域振興事業を行う際に発行できる地方債

カーボンニュートラル(かーぼんにゅーとらる)

CO₂などの温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロ(実質ゼロ)にすること

希薄化(きはくか)

お互いに傷つけ合うことを避けて、互いの内面をさらけ出すような深い付き合いを避けること

基本計画(きほんけいかく)

施設の設計・工事を進める上での根幹となる計画であり、利便性・機能性・周辺環境との連携性等の観点から、施設の具体的な課題や条件を整理するなど場所や機能、概算工事費など具体的な案を示すもの。

基本構想(きほんこうそう)

町民ニーズ等を踏まえながら、施設整備に向けて、基本理念を定め、機能、規模、場所、工程などの基本計画の検討となる項目について検討を行うもの。

基本コンセプト(きほんこんせぷと)

全体を貫く根本的な考え方のこと

基本設計(きほんせつけい)

施設の構造や配置、レイアウト、備えるべき機能や設備、内外のデザイン等を設計書として取りまとめるもので、施設の具体的なイメージが明確となるもの。

空間整備(くうかんせいび)

道路、広場、施設などの特定の場所を、安全性、利便性、快適性、または防災性の向上を目的に、物理的に再構成、拡幅、または改修する事業や行為のこと

景観計画 (けいかんけいかく)

町が、その地域の自然、歴史、文化の特色を活かした良好な景観を守り、育てるために定める計画

健康寿命 (けんこうじゅみょう)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく、心身ともに自立して健康に生活できる期間

健康推進計画 (けんこうすいしんけいかく)

健康増進法に基づき、国・都道府県・市町村が住民の健康寿命の延伸や生活習慣病予防を目指して策定する、具体的な目標や施策をまとめた計画

顕在化 (けんざいか)

それまで隠れていた問題やニーズがはっきりと表面に現れ、広く認識されるようになること

健(検)診 (けんしん)

健康診断と検診を合わせてあらわしたもの

検診バス (けんしんばす)

X線撮影機器や診察室を備えた車両で、企業、学校、地域会場に医療スタッフが直接出向き、健康診断を実施するサービスを行う車両

建築基準法 (けんちくきじゅんほう)

建物(敷地・構造・設備・用途)の安全・衛生・環境を守るため、最低限守るべきルールを定めた法律

建築基準法施行令 (けんちくきじゅんほうせこうれい)

建築基準法(法律)に基づき、内閣が具体的な技術基準や詳細な運用ルールを定めた政令

建ぺい率 (けんぺいりつ)

敷地面積に対する建築面積(建物を真上から見たときの面積)の割合(%)のこと

公共施設等適正管理推進事業債(こうきょうしせつとうてきせいかんりすいしんじぎょうさい)

地方自治体が公共施設の集約化・複合化・長寿命化・除却（解体）を行う際に活用できる地方債

公共施設管理計画（こうきょうしせつかんりけいかく）

自治体が保有する建物、道路、上下水道などの公共施設を、将来の人口減少や財政難を見据え、長寿命化、統廃合、複合化して計画的に管理・更新する指針

交付金（こうふきん）

国や地方自治体が特定の政策目的（まちづくり、地方創生、防災、産業振興など）を達成するために、法令に基づいて地方公共団体や団体、企業などに交付する金銭のこと

高齢者福祉計画（こうれいしゃふくしけいかく）

すべての高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる社会を目指して、市区町村が策定する高齢者福祉サービス全般に関する総合計画

子育て支援センター（こそだてしえんせんたー）

主に 0 歳から就学前までの乳幼児とその保護者が、無料で気軽に集まって遊んだり、交流したりできる公的な施設

子ども・子育て支援事業計画（こども・こそだてしえんじぎょうけいかく）

市町村が 5 年を一期として策定する、保育・教育・地域の子育て支援に関する計画

コミュニティ拠点（こみゆにていきよてん）

住民が交流、休憩、活動を行うための地域に根差した場所

コミュニティ形成（こみゆにていけいせい）

地域住民や共通の関心を持つ人々が集まり、相互の繋がりや関係性を構築・活性化させる活動

コミュニティバス（こみゆにていばす）

自治体が主体となり、路線バスが通らない住宅街や公共施設を結ぶ、地域密着型の乗合バス

コワーキングスペース（こわーきんぐすぺーす）

机や会議室などの設備を共有しながら、多様な人々が各自の仕事を行う共同スペース

コンタクトレス（こんたくれす）

非接触型

コンセプト(こんせぷと)

統一的な基本概念」や「方向性」のこと

コンペ方式(こんぺほうしき)

建築物やモニュメントの設計において、複数の設計者から提案(案)を募り、最も優れた案を選定して設計・発注を行う方式

さ行

災害ボランティアセンター(さいがいはらんでいあせんたー)

災害発生時に、被災地の社会福祉協議会(社協)が中心となって設置する、ボランティア活動の拠点のこと

財源措置(ざいげんそち)

国や地方自治体が特定の政策や事務事業を実施する際、必要な資金(財源)を確保するために講じる、地方交付税、補助金、地方債などの予算的な手当てのこと

自殺対策計画(じさつたいさくけいかく)

自治体の自殺対策の取組を総合的に推進する指針

児童発達支援事業所(じどうはったつしえんじぎょうしょ)

障がいのある(または発達に特性のある)就学前までの乳幼児を対象に、日常生活の自立や集団生活への適応を目的とした「療育(発達支援)」を提供する通所施設

実施設計(じっしせっけい)

基本設計に基づき、工事施工を考慮した上、デザインと技術面の両面にわたって詳細な設計書であり、工事施工に向けて工事費の具体的な積算を行うもの。

少子高齢化(しょうしこうれいか)

出生率の低下により子どもの数が減る「少子化」と、平均寿命の伸長により高齢者の割合が増える「高齢化」が同時に進行する現象

浄化槽法(じょうかそうほう)

浄化槽の設置、保守点検、清掃、製造に関するルールを定めた法律

社会福祉協議会 (しゃかいふくしきょうぎかい)

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を目的にすべての市区町村・都道府県に設置されている非営利の民間組織

障がい者計画 (しょうがいしゃけいかく)

障害者基本法(第 11 条)に基づき、国、都道府県、市町村が障害者施策の総合的かつ計画的な推進のために策定する基本的な方針や目標を定めた計画

醸成 (じょうせい)

ある状態や雰囲気、機運などを時間をかけて徐々につくり上げること

消防法 (しょうぼうほう)

火災の予防、警戒、鎮圧、および災害時の被害軽減を通じて国民の生命・財産を保護することを目的とした法律

指名競争入札 (しめいきょうそうにゆうさつ)

国や地方自治体などの発注者が、あらかじめ技術や実績を持つと認めた複数の事業者を指名し、その間での価格競争によって契約相手を決める方式

スロープ (すろーぷ)

高低差のある場所を繋ぐ「傾斜した通路(斜路)」のこと

生活困窮 (せいかつこんきゅう)

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある状態

成年後見制度利用促進計画 (せいねんこうけんせいどりようそくしんけいかく)

認知症や知的障害などにより判断能力が不十分な人々の権利を守り、安心して地域で暮らせる社会を実現するために、成年後見制度の利用を促進・改善するための国の計画

総合計画 (そうごうけいかく)

地方自治体(市区町村や都道府県)が長期的な将来像とまちづくりの指針を定めた、行政運営上の最上位計画

総合評価方式 (そうごうひょうかほうしき)

公共工事などの入札において、価格の安さだけで落札者を決める(最低価格落札方式)

のではなく、価格と「技術提案（品質、安全性、施工能力など）」の両面を総合的に評価して落札者を決定する方式

ゾーニング（ぞーにんぐ）

目的や機能、利用目的ごとに分けて配置する計画手法のこと

ソフト事業（そふとじぎょう）

物理的なモノ（ハード）ではなく、知識・情報・技術、サービス、イベント、仕組みづくりなど、形のない「目に見えないもの」を提供・運営する事業の総称

た行

宅地造成等工事規制区域（たくちぞうせいとうこうじきせいいくいき）

県知事等が指定する盛土や切土によって災害が発生するおそれが多い区域

多世代交流（たせだいこうりゅう）

子供から高齢者まで異なる年代の人々が集まり、共に活動や会話を通じて互いの理解や絆を深める取り組み

建物分散配置（たてものぶんさんはいち）

1つの敷地内に複数の建物（または棟）を分けて配置する手法

多目的トイレ（たもくてきといれ）

車椅子利用者、オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）、高齢者、乳幼児連れなど、誰もが利用しやすいよう、広いスペースと充実した設備（手すり、オムツ替えシート等）を備えたバリアフリーの共用トイレ

弾力的（だんりよくか）

状況や環境の変化に応じて、考え方や運用を柔軟に変えられる様子を指す

地域インフラ（ちいきいんふら）

道路、上下水道、橋梁、公園、学校など、自治体が管理し地域住民の生活・安全・経済活動を支える基盤施設のこと

地域共生社会（ちいききょうせいしゃかい）

高齢者、障害者、子供、生活困窮者など、支援を必要とする人々が、制度や分野の枠を超えて、

地域住民や多様な主体が参画し、互いに支え合いながら、生きがいを持って暮らすことができる包摂的な社会のこと

地域コミュニティ(ちいきこみゆにていー)

同じ地域に住む人々が交流し、防災・防犯、環境美化、相互見守りなどの活動を通じて、住みよいまちづくりを共同で行う集団や仕組み

地域福祉活動計画(ちいきふくしかつどうけいかく)

社会福祉協議会(社協)が主体となり、住民、ボランティア、福祉関係者が協力して地域の課題解決を目指す民間の実践的行動計画

地域包括支援センター(ちいきほうかつしえんせんたー)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・医療・福祉・生活支援といった側面から総合的に支援する機関

地方交付税(ちほうこうふぜい)

すべての地方自治体が一定水準の行政サービス(警察、消防、教育など)を提供できるよう、国が国税(所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税)の一部を代わって徴収し、財政力に応じて再配分する「国から地方への財源」

地方債(ちほうさい)

都道府県や市町村などの地方公共団体が、道路、学校、水道などの建設事業や公営企業に必要な資金を、外部から借入れにより調達する債務のこと

特別措置法(とくべつそちほう)

通常法では対応できない緊急事態や特別な政策目的(災害、パンデミック、税制優遇など)に対し、期限や対象を限定して集中的に対処する特別法

都市計画区域(としけいかくいき)

県知事等が指定する一体的な街として整備・開発・保全する必要があるエリアのこと

都市計画法(としけいかくほう)

都市の無秩序な拡大を防ぎ、計画的で快適な街づくり(土地利用のルール、道路・公園の整備など)を定めた法律

な行

乳幼児（にゅうようじ）

0歳の「乳児」と、1歳から小学校入学前までの「幼児」を合わせた総称

は行

ハード事業（はーどじぎょう）

主に道路、橋、建物、施設などの物理的な構造物を建設、改修、または整備する事業

バリアフリー法（ばりあふりーほう）

高齢者や障害者が安全・円滑に施設や交通機関を利用し、社会参加できるよう、建物、道路、交通機関などのバリアフリー化を促進する法律

バリアフリー対応（ばりあふりーたいおう）

高齢者や障害者などを含むすべての人が、生活上の物理的・社会的な障壁（段差、手すり無し、情報不足など）を解消し、安全・快適に暮らせる環境を整えること

伴走支援（ばんそうしえん）

支援者が一方的な指導や助言をするのではなく、企業や個人に寄り添い、課題解決や目標達成に向けて一緒に考え、実行をサポートする継続的な支援のあり方

福岡県福祉のまちづくり条例（ふくおかけんふくしのまちづくりじょうれい）

高齢者や障がい者、妊産婦などを含むすべての人が、安全・快適に社会参加できる「バリアフリー」な地域社会を目指す条例

複合施設（ふくごうしせつ）

複数の異なる機能や用途を1つの建物や敷地に統合した施設

福祉相談サービス（ふくしそうだんさーびす）

障害のある方や高齢者、生活に困りごとを抱える方が、日常生活や社会生活における課題を解決し、自立した生活を送れるようにサポートするサービス

プライバシー（ぷらいばしー）

個人の私生活上の秘密や情報を、他人に知られたり干渉されたりしない「私生活の自由」を指す

プロセス(ぷろせす)

目標達成に向けた一連の活動、手順、工程、または物事が進む過程や経過のこと

プロポーザル方式(ぷろぽーざるほうしき)

主に自治体や企業が業務の委託先や設計者を選定する際、価格だけでなく「企画内容」や「技術力」、「実績」を総合的に評価して最も優れた事業者を選ぶ方式

併用(へいよう)

二つ以上のものを同時に合わせて使うこと

保育園(ほいくえん)

保護者が仕事や病気など日中家庭で保育できない0歳から就学前までの乳幼児を、養護と教育を一体的に行う施設

補助金(ほじょきん)

補助金とは、国や地方自治体が政策目的を達成するために、事業者の新しい取り組みや設備投資などの費用の一部を支援する「返済不要」の金銭のこと

保健センター(ほけんせんたー)

地域住民に身近な保健・健康サービスを提供する町の公的機関

ポストコロナ社会(ぽすとこころなしゃかい)

コロナ禍のあとの世界を指す言葉

コロナウイルスが社会に存在していることを前提として、これからどう共存していくのかというときに使われる言葉

ま行

木質化(もくしつか)

建築物の内装(天井・床・壁)や外壁に木材を使用し、木の温もりや空間の快適性を高める建築手法

や行

ユニバーサルデザイン(ゆにばーさるでざいん)

年齢、性別、国籍、障害の有無、能力に関係なく、誰もが最初から利用しやすいように建物、製品、情報を設計する「すべての人のためのデザイン」という考え方

容積率 (ようせきりつ)

敷地面積に対する「建物の延床面積(各階の床面積の合計)」の割合(%)のこと

ら行

ライフサイクルコスト (らいふさいくるこすと)

建物、設備、製品の企画・設計から、調達、運用・維持管理、最終的な廃棄処分に至るまでの「生涯コスト」

リース方式 (りーすほうしき)

企業や自治体が機械・設備・建物などの物件を購入せず、リース会社が購入した物件を長期間(通常数年単位)賃借し、毎月一定のリース料を支払う仕組みのこと

レイアウト (れいあうと)

「何をどこに、どのように配置するか」を決める作業やその配置を指す言葉

英字

LED 照明化 (えるいーでいーしょうめいか)

従来の白熱電球や蛍光灯を「LED(発光ダイオード)照明」に交換すること

PFI方式 (ぴーえふあいほうしき)

公共施設の設計・建設・運営・維持管理に、民間の資金とノウハウ(技術力・経営能力)を活用して、効率的かつ高品質な公共サービスを提供する手法

ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 化 (ぜぶか)

建物の快適な室内環境を保ちながら、高断熱化や高効率設備で「省エネ」し、太陽光発電などで「創エネ」することで、年間の一次エネルギー消費量を実質ゼロ以下にする建築手法